

[事案 2021-190] 新契約無効請求

・令和4年7月22日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-189] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

配偶者が転換により加入した保険の保険料について、募集人の説明不足があったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年11月に契約した組立型保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に、「配偶者の家族型保障の特約を外して、保険料が下がった範囲で契約できるのであれば、新しい契約を検討する」と伝えて契約した。
- (2) 配偶者の保険について、将来的に積立金（転換価格）の定期取崩し（保険料への充当）が終了し保険料が増加することを知っていたら、夫婦の保険料の総額を支払えないため契約しなかった。
- (3) 募集人は、配偶者の保険の定期取崩しが将来的に終了することを知っていながら、故意に説明せず、10年間保険料は変わらないと説明した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の配偶者の契約に付加された家族型保障の特約等を外し、新しい保険に加入したいという意向は、申立人から示されたものであり、配偶者の契約内容にかかわらず、申立人は契約を締結したものと考えられる。
- (2) 本契約の保険料は、配偶者が家族型保障の特約を付加したままで更新した場合の特約保険料よりも低額であり、申立人の意向に沿っている。
- (3) 募集人が10年間保険料は変わらないと説明したことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、募集人から新しい保険を勧められた際に、配偶者の保険の特約を外してその特約保険料の範囲内で保険料を支払えるのであれば、加入を検討してもよいとの意向を募集人に伝え、募集人も事情聴取において、申立人から「保険料は上げられません」と言われたため、配偶者が解約を検討していた特約の保険料と同じくらいの範囲で収まるプランを勧めたと陳述している。
- (2) 申立人は、募集人に対して、本契約の保険料が配偶者の保険の特約保険料の範囲であれば契約してもよいこと、本契約締結前の支払保険料額から額を上げることはできないことを

表示しており、募集人もそのことは理解していたと考えられ、本件では、本契約締結前の支払保険料額を上限とするのでなければ保険契約を締結しないという事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたと解される。

- (3) 申立人は、募集人が将来的に配偶者の保険について、転換前契約の積立金からの定期取崩しが終了し、支払保険料額が上がることを説明しなかったため、そのことを知りえなかったと主張しており、募集人は事情聴取において、本契約の申込時に、配偶者の保険に積立金がいくらあるのかわからず、いつ定期取崩しが終了するのかの認識もなかったため、定期取崩しの終了時期すなわち保険料の上がる時期について口頭で説明しなかったことを認めている。
- (4) 本契約の申込みと近い時期に、配偶者の契約更新手続きが行われており、その際の説明書類等には積立金が保険料に充当されていることについての記載があるものの、申立人自身の契約についての書面ではないため、その内容に気付かなかったとしても重大な過失があるとまでは言えないと考えられる。